



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

海外での株式譲渡と住所の認定

—— ユニマツト事件・高裁でも納税者勝訴 ——

所得税法2条1項3号は、居住者とは「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう」と規定しています。今回は、海外で株式を譲渡した時期に日本国内に住所を有していたか否かで争い、地裁、高裁ともに「居住者」には該当しないとして、納税者が勝訴した事例をご紹介します（平成19年9月14日東京地裁・全部取消し・Z888-1301、国側控訴、平成20年2月28日東京高裁・棄却・確定・Z888-1320）

納税者甲は、それまで住居としていた都内のマンションの賃貸借契約を解約して、平成12年12月4日シンガポールに転出し、就労許可証の申請を行うとともにアパートの賃貸借契約を締結しました。そして、平成13年1月12日、株式譲渡所得への課税制度のない香港において、所有株式を19億円で譲渡したところ、処分行政庁が決定処分等をしたことから、甲は、株式を譲渡した時期には日本国内に住所を有していなかったため納税義務を負う居住者ではないと主張して提訴しました。

<裁判所の判断>

東京高裁大谷裁判長は、納税者甲が株式の譲渡時に国内に住所を有していたと認めることはできず、かつ、国内に引き続いて1年以上居所を有していたとも認められないので、「居住者」であることを前提とした決定処分は違法であるとして、国側の控訴を棄却しました。

- ① 住所とは、各人の生活の本拠を指すものと解するのが相当であり、一定の場所がその者の住所であるか否かは、一般的には、住居、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の居所、資産の所在等の客観的事実に基づき、総合的に判定するのが相当である。
- ② 事実認定等によると、本件譲渡日当時における甲の住居が国内になく、むしろシンガポールにあったものと認められること、甲の職業についても、シンガポールにおいて株式取引を開始した時点でその生活の本拠がシンガポールに移転したものと見ることができ、国内において生計を一にする甲の家族又は親族は存在せず、かつ、甲が継続して居住するに適する場所を有していなかったこと、国内に所在する資産についても、シンガポールに居住しながら管理することが困難とまではいえないと認められることなどを総合的に考慮すると、本件譲渡日当時、甲が国内に住所を有していたと認めることはできない。
- ③ 控訴人国は、課税回避の意図が存する場合の住所の判断について主張するが、国内に住所を有していたと認めることができない以上、甲が国内に真実の住所を有していたにもかかわらず、シンガポールに住所があるように仮装、偽装したと認めることはできず、この限りにおいて、甲が課税回避を目的としていたか否かによってその住所の認定が左右されるものではない。
- ④ 「国内に引き続いて1年以上居所を有する」というためには、在外期間中も、再入国後生活する予定の居住場所を保有するなどして、一時的な出国であることが明らかである必要があるところ、甲が国内において、ホテル等に一定期間継続して宿泊している場合に、同所をもって居所と認める余地はあるが、在外期間中においてホテル等を居住場所として保有していたということとはできない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 宙子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判38頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第177号(平成20年4月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628